

# 税務Q&A



## 役員退職金の適正額

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 原口 悦郎  
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>)



役員退職給与はいくらまでなら税務調査において損金算入額を否認されないでしょうか。



内国法人が退職した役員に対して支給する退職金の額のうち不相当に高額な部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととなっています。(法人税法第34条2項)

### 1. 不相当に高額な部分の金額とは

税務調査において否認を受ける不相当に高額な役員退職金の部分の金額とは、その役員その法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当である金額を超える場合におけるその超える部分の金額を言います。(法人税法施行令70条二)

### 2. 役員退職金の計算方法

一般的な役員退職金の計算方法としては、退職した役員の最終月額報酬×在任年数×功績倍率で計算されています。

この場合功績倍率は、倍半基準(売上額が2分の1から2倍の範囲)で抽出された同業他社の功績倍率の平均値により計算されています。

税務当局も裁判において平均功績倍率により計算すべきであると主張し、裁判所も「平均功績倍率による計算は法の趣旨に合致する合理的な計算方法である」と示しています。

ただし、平均功績倍率を超えた場合において課税をさ

れるかという点、「平均功績倍率は合理的な指標ではあるが、あくまで平均値であり平均功績倍率を少しでも超えたら、過大額になるわけではない」と判断しています。そして、税務当局も従前からこの考え方に従っています。

それでは、どの程度まで超えることができるかという点、はっきり言って非常に難しいテーマです。

### 3. 最近の役員退職金に関する判決

東京地裁は平成29年10月13日判決において次のとおり判断しました。

納税者側は、公刊物などを参考にし、同業他社の役員退職給与の支給の状況を相当程度は認識することは可能だが、国税が行う厳密な調査は期待することはできない。

平均功績倍率による計算から相当程度の乖離は許容され、平均功績倍率の1.5倍までは許容されると判断しました。

結果として平均功績倍率 $3.26 \times 1.5 = 4.89$ で計算して問題ないとしました。

しかしながらこの判決に対して税務当局は高裁に控訴し審理されています。

今後の判決により、功績倍率の許容範囲が明確にされてくると想定され、注目をしているところです。

功績倍率については、個々の企業の利益の状況により判断するところですが、明文化した根拠がありません。一般的に平均功績倍率の1.1倍程度までの役員退職給与を否認された事例がないのでこの程度までは否認されないのではないかと推定しています。

以上のように、役員退職金に関しては、適正額等の判断に悩ましいところがありますから、事前に税理士にご相談ください。